豊田市建築確認等電子申請システム利用規約

（目的）

第１条　豊田市建築確認等電子申請システム利用規約（以下「本規約」という。）は、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ＩＣＢＡ」という。）が提供する電子申請受付システム（以下「本システム」という。）を利用して豊田市（以下「市」という。）に対して手続きを行う者（以下「システム利用者」という。）が、システムを利用するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　電子申請：本システムを利用してインターネット経由で電子申請の手続きを行うことをいう。

（２）　利用者登録：本システムの利用に必要なメールアドレス及びパスワードを取得するために氏名等の登録を行うことをいう。

（３）　システム利用者：本システムを利用する個人及び法人等をいう。

（４）　パスワード：利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいう。

（５）　電子ファイル：本システムを利用して添付する書類をいう。

（６）　入力情報：本システムに入力した物件情報をいう。

（適用範囲）

第３条　本規約は、すべてのシステム利用者に適用されるものとする。

２　本システム利用における留意事項は、本規約の一部を構成するものとして前項に適用されるものとする。

（規約の遵守）

第４条　システム利用者は、システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意してシステムを利用するものとする。

２　システム利用者が本システムを利用した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

（システム利用者の責任）

第５条　システム利用者は自己の責任と判断に基づき、本システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとする。

２　システム利用者は、本システムを利用するために必要な機器及び環境をすべて自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において行うものとする。
３　システム利用者は、本システムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとする。
４　システム利用者は、本システムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウィルスチェックを行うものとする。ウィルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用することとする。
５　システム利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更を行うものとする。

（申請手数料の納付）
第６条　申請者は、電子申請を行った後、市からの手数料納付依頼に従い、納付（入）通知書の郵送にて申請手数料を納付するものとする。

（申請等受付）
第６条の２　市が電子申請の審査を開始するのは、市の職員が本システムにより申請を受理したときとする。
２　前項において、本システムによる申請が閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）に行われた場合は、当該申請は翌開庁日に行われたものとして扱う。
３　第１項において、本システムによる申請が完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請である場合は、市の職員が申請者と現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請が行われたものとして扱う。

（処分通知等交付）
第６条の３　市による確認済証その他の処分通知等の交付は、本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行う。
２　前項における処分通知等の交付日は、申請者がダウンロードした日にかかわらず、申請者が本システムにて当該処分通知を表示可能となった日を原則とする。

（本システムを利用できない場合の対応）
第７条　本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

（対応時間）
第８条　本システムは、原則、２４時間３６５日利用可能とする。ただし、保守・点検等により、利用者に事前通知をすることなく、本システムの一部又は全部を停止、休止、中断

等を行うことができるものとする。

（免責）

第９条　市は、次の各号に掲げる損害について一切の責任を負わない。

（１）　システムの運用を停止した場合又は提供を停止した場合に生じたシステム利用者の損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害

（２）　アカウントの削除又はシステムの停止措置が講じられた場合に生じたシステム利用者の損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害

（３）　システムの利用に起因して生じたシステム利用者の損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害

附則

本規約は、２０２６年１２月１日から施行する。